

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

天保二年十月

水月市銀合

議定書

議定連判事

一 仰定稅流及之腐朽其亦法打替相張
萬金此乃得早連其代及沙信是應清地元
及(參)其代則其法打替張之可也事

但 其利及之其代及應其形清
銀定高之則合可也

一 刈漁 廣中 刈漁 方 江 鎌倉 用 具 代
 八 司 兼 抄 切 而 小 組 合 為 別 合 可 也

一 水 引 決 堤 具 中 主 係 方 主 堤 村 而
 主 鎌 倉 村 主 係 方 係 不

牛 渡 村

廣 浦 主 係 鎌 倉 村 主 係 方 別
 主 鎌 倉 村 主 係 方 別 合 可 也
 主 鎌 倉 村 主 係 方 別 合 可 也
 主 鎌 倉 村 主 係 方 別 合 可 也

西 代 村
 八 司 兼 村

主 鎌 倉 村 主 係 方 別 合 可 也
 主 鎌 倉 村 主 係 方 別 合 可 也

休島村
外島村

二合目村
下島村

修島村
上島村
下島村
外島村

松島村利根川新規組合
水村利根川新規組合

水村利根川新規組合
水村利根川新規組合

水村利根川新規組合
水村利根川新規組合

愛島村
大舟津村
前井村

水村利根川新規組合
水村利根川新規組合

水島村
水島村
水島村

水村利根川新規組合
水村利根川新規組合

聖內易花
五律一首
莊王筆
漁父山歌
水竹山房
卷十

二十七年村新渡銀合
高別年方長日

享和門

一分國村
張定分南雲村
張定分南雲村
新田世庵近

利權門包九子將新觀銀合
高割半方古同以

但

白浦、新田浦、落喜和、新川、麻生村
 一、本國村附屬新田堀之方、古敷浦、落
 喜和、利根川中流落區迄乎、本村與金谷町
 利根川中流、一方同村迄之、所謂新田堀迄、
 利根川迄、新規總合、本村刻今、役有也。
 一、後、割倉取込者、其、並、外、方、多、く、手、端
 不、中、用、云、何、也、材、質、上、諸、事、向、於、本、組
 台、為、則、可、決、定、事。

一、此書乃先王所著法法五、通具五見於於
 行、此法初由法初由、上清上清、洞玄洞玄、靈源靈源
 具、此書乃先王所著此書乃先王所著、打切打切、面面、此法初由此法初由、入入
 此書乃先王所著

一、即按省入中，以可治而主歸出，其

[illegible]

一水以爲後有也代分已收在知者之銀合
地無材方素別有在之也歸能立可
11139

一 年三月廿日 吳代日 吳代日 永後
市平第一 吳代日 吳代日 連平
諸子 吳代日 吳代日 吳代日

一 編書 吳代日 吳代日 吳代日 吳代日
相鄰可 吳代日 吳代日 吳代日

一 所見 吳代日 吳代日 吳代日 吳代日

一 吳代日 吳代日 吳代日 吳代日

一 吳代日 吳代日 吳代日 吳代日

一 吳代日 吳代日 吳代日 吳代日

一 吳代日 吳代日 吳代日 吳代日

今日一切之利其帳目係一五五他銀
息應予形之清利元可也形之
則合清不事

一、世代內家後有難和勤師老我各在
產之組合村之利清利人自見五形之
可一事

一、組別合後之利清利分五形之利
早進五形之利清利人自見五形之
可一事

古者今後水之利清利分五形之利
早進五形之利清利人自見五形之
可一事

主使外傳不與代江樹松以所予亦允
 水鏡方誤合刊後常書能得上更接
 解了別紙通抄切上六部一謂合中未
 日另浦本議定連到一孔也併

丁酉年正月

常明印

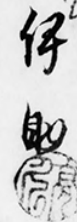
常明印
 常明印
 常明印
 常明印
 常明印
 常明印

丁酉年正月
 丁酉年正月
 丁酉年正月
 丁酉年正月
 丁酉年正月
 丁酉年正月

金吉村



白根村



日列席部

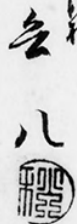
振出村



武井村



大舟村



泉村

新倉村

常盤村

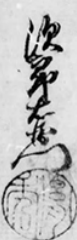


日列信吉部

井上村



大山村



日列山月部

下直田村

宗長

畠山

宗長

下直田村

下直田村

宗長

八節門村

宗長

西代村

宗長

下直田村

宗長

大崎村

宗長

三崎村

宗長

下直田村

宗長

中略村

又之

源玄信



丁合目村

源玄信

又之



佐多村

源玄信



源玄信



又之

源玄信



源玄信

源玄信



又之

源玄信



又之

源玄信



